

あんしん住宅瑕疵保険(共同住宅)の改定のお知らせ

拝啓 貴社益々ご清栄のことと存じます。平素は格別のお引き立て賜り、厚く御礼申し上げます。さて、2015年6月1日からあんしん住宅瑕疵保険(共同住宅)の運用および帳票を変更することになりましたのでご案内いたします。お申込みにあたってはご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

あんしん住宅瑕疵保険(共同住宅)の改定

1 保険料の算出方法を変更します。

共同住宅の保険料は**平均専有面積**(※)に応じて算定します。

保険料	平均専有面積(※)に基づく1住戸あたりの保険料
	×
	保険申込住戸数

※平均専有面積
＝共同住宅のすべての住戸の専有部分床面積の合計÷全住戸数

2 面積区分を追加します。

4種類だった面積区分に新たに面積区分を追加しました。

改定前	改定後(7区分)
	①40㎡以下※
①55㎡以下	②40㎡超55㎡以下※
②55㎡超70㎡以下	③55㎡超70㎡以下
③70㎡超85㎡以下	④70㎡超85㎡以下
④85㎡超	⑤85㎡超100㎡以下
	⑥100㎡超130㎡以下
	⑦130㎡超

※性能評価住宅においては改定後の①と②の保険料は同額です。

3 割引制度等を新設します。

(1) 認定団体制度--共同の新設

現場検査は事業者様が所属する認定団体の検査員（以下「団体検査員」といいます。）による検査と住宅あんしん保証の検査員が行う検査（以下「第三者検査」といいます。）が選択可能です。

階層3以下 (地階を含む)の場合	基礎配筋検査	団体検査員による検査	選択可
		第三者検査	
	上部躯体検査	第三者検査	
階層4以上 (地階を含む)の場合	基礎配筋検査	第三者検査	
	中間階検査※	団体検査員による検査	選択可
		第三者検査	
屋根防水検査	第三者検査		

※中間階検査の1回目のみ、団体検査員による検査を選択できます。

4 保険契約申込書を改訂します。

上記の変更に伴い、保険契約申込書（共同）を改訂いたします。最新の帳票は住宅あんしん保証のホームページ(<http://www.j-anshin.co.jp/>)からダウンロードいただくか、各団体へお問い合わせください。

⚠ 6月1日以降、「現行」の保険契約申込書による申込はできません。

詳細

改定後の保険料の算出方法

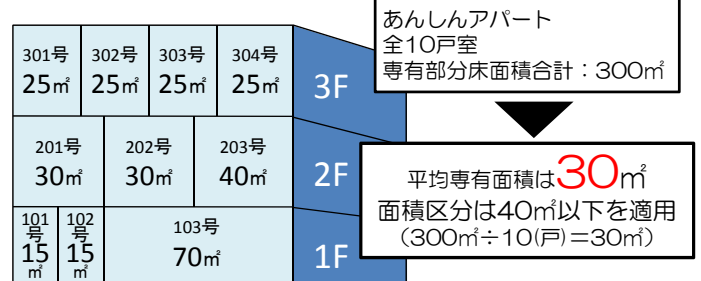
保険料＝平均専有面積に基づく1住戸あたりの保険料×保険申込住戸数

●平均専有面積の算定には以下の床面積を除きます。

- 共用部分（共用廊下、共用階段、管理事務室、集会室、専用使用部分（バルコニー、専用庭）等）
- 非住宅部分（事務所、店舗等）

※原則、区分所有法に基づく専有部分（区分所有ではない場合は、専有部分に相当する部分）で算定します。

例



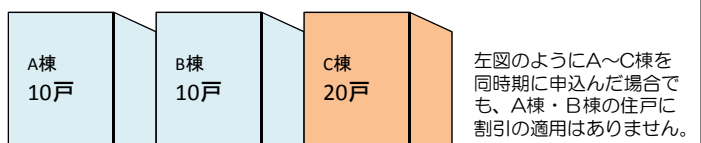
例において、以下のいずれの保険契約の場合でも平均専有面積は同じです。

- ・全10戸室
- ・103号室のみ
- ・2階の住戸のみ（201号室～203号室）

(2) 大規模物件割引の新設

1申込で**20戸以上の保険契約となる場合**、当該契約における**すべての住戸について大規模物件割引を適用した額で保険料を算定**します。

例 大規模物件割引の適用は1申込で20戸以上の場合に限り、その場合、保険契約となる1戸目より割引の適用をいたします。



※一部、他の割引との併用も可能です。詳しくは弊社までお問い合わせください。

引受開始時期

2015年(平成27年)6月1日(月)
新規申込受理分より



国土交通大臣指定 住宅瑕疵担保責任保険法人
国土交通大臣登録 住宅性能評価機関

株式会社住宅あんしん保証

■本社
〒104-0031 東京都中央区京橋1-6-1 三井住友海上テプコビル6階
TEL.03-3562-8122 FAX.03-3562-8031

お客様相談室 TEL.03-6824-9095

ホームページ <http://www.j-anshin.co.jp>

●本誌記載内容／2015年5月
●本誌に記載しております内容は予告なく変更される場合があります。

お問い合わせは